

## ◎令和元年 7 月 農業委員会 議事録

開 催 日 時 令和元年 7 月 1 0 日 (水) 午前 9 時 3 0 分

開 催 場 所 嘉島町役場 2 階庁議室

農業委員出席者 下田 司 佐藤美代子 村上卓也 本田博士  
岡 牧生 齊藤 進 岩永俊夫 福永哲夫  
松永雄治 吉田二郎 山内秀一 森田義美  
森下文夫 榮 恵 林田 篤 友田 廣  
高木勝美

事務局出席者 高田克明 河原まり 柿本桃花

1 開 会 高田事務局長

2 会長挨拶 下田会長

3 議事録署名人指名 下田議長  
議事録署名人として、森田義美委員、吉田二郎委員を指名する。

4 議 事

- 1) 報告第 6 号 農地法第 1 8 条の合意解約について
- 2) 報告第 7 号 農地法第 4 条の届出について
- 3) 報告第 8 号 農地法第 5 条の届出について
- 4) 議案第 1 4 号 農地法第 5 条の許可申請について
- 5) 議案第 1 5 号 農用地利用集積計画承認申請について
- 6) その他

5 閉 会

○報告第 6 号 農地法第 1 8 条の合意解約について  
議 長 それでは議事に入らせていただきます。

報告第 6 号農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知が 3 件あって  
おります。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。報告第6号1枚めくっていただきまして、番号1。通知者。賃貸人。嘉島町上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。賃借人。嘉島町上島〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇〇。物件の表示、大字上島字町下地番〇〇〇〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積は1,329㎡。契約の内容は、平成29年3月1日から令和4年2月28日までの5年契約。事由の詳細は、合意解約。解約の合意が成立した日は、令和元年5月28日。土地の引き渡しの時期は、令和元年5月29日。

次のページをお開きください。番号2。通知者。賃貸人。嘉島町上島〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇〇。賃借人。嘉島町上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。物件の表示、大字上島字芝原地番〇〇〇〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積522㎡。大字上島字芝原地番〇〇〇〇一〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積1,537㎡。合計の2,059㎡。契約の内容は、平成29年3月1日から令和2年2月28日までの3年契約。事由の詳細は、合意解約。解約の合意が成立した日は、令和元年5月28日。土地の引き渡しの時期は、令和元年5月29日。

次のページをお開きください。番号3。通知者。賃貸人。神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央〇丁目〇〇番〇一〇〇〇号。〇〇〇〇〇。賃借人。嘉島町上六嘉〇〇〇番地。〇〇〇〇〇。物件の表示、大字上六嘉字龍福寺地番〇〇〇。台帳地目、田。現況地目、畑。面積211㎡。契約の内容は、平成23年1月1日から令和2年12月31日までの9年契約。事由の詳細は、合意解約。解約の合意が成立した日は、平成30年12月23日。土地の引き渡しの時期は、平成30年12月24日。

以上です。

議長 ただいま説明がありました案件は、合意解約でございますので報告のみで終わらせていただきます。

○報告第7号 農地法第4条の規定による届出について

議長 続きまして、報告第7号農地法第4条第1項第7号の規定による届出が3件あっております。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。報告第7号の冊子を1枚めくっていただきまして、番号1。

申請人。嘉島町大字上仲間〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件につきましては、大字上仲間字上川原地番〇〇〇－〇。地目、田。面積1,011㎡。仮換地面積は536㎡。申請理由については個人住宅。施設の概要については既存建物敷地でございます。1枚めくっていただきまして、位置図を添付しております。滝河原の法源寺の南西に位置します申請地と示しているところです。1枚めくっていただきまして、字図を添付しております。次に仮換地図を添付しております。滝河原土地区画整理事業が行われており、実際にはこのような形になっております。番号1についての説明は以上です。

続きまして、番号2。申請人。嘉島町大字上仲間〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件は大字上仲間字上川原地番〇〇〇－〇。地目、畑。面積238㎡。仮換地面積は176.34㎡。申請理由については個人住宅。施設の概要については既存建物敷地でございます。1枚めくっていただきますと、位置図を添付しております。先ほどの番号1の敷地の北側に隣接した土地です。1枚めくっていただきまして、字図を添付しております。次に仮換地図を添付しております。番号2についての説明は以上です。

続きまして、1枚めくっていただきまして、番号3。申請人。嘉島町大字上仲間〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。申請物件は大字上仲間字上川原地番〇〇〇－〇。地目、田。面積475㎡。仮換地面積は340.99㎡。大字上仲間字上川原地番〇〇〇－〇。地目、田。面積466㎡。仮換地面積は334.03㎡の2筆。合計の941㎡。仮換地面積675.02㎡。申請理由については個人住宅。施設の概要については既存建物敷地でございます。1枚めくっていただきまして、位置図を添付しております。滝河原の法源寺の南西、セブンイレブン上仲間店の南側に位置します申請地と示しているところです。1枚めくっていただきまして、字図を添付しております。次に仮換地図を添付しております。番号3についての説明は以上です。

議 長 　　ただ今説明がありました案件は、市街化区域の農地転用でございますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第8号 農地法第5条の規定による届出について

議 長 　　続きまして報告第8号農地法第5条第1項第6号の規定による届出が1件あっております。



議 長 次に地元委員であります、〇から報告いたします。  
先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。  
申請地は、嘉島町役場からおおむね500m以内の区域内にあるため、農地区分としては第2種農地になると思われま  
す。  
西側に農地の広がりがありますが、道路を隔てているため営農上の支障はありません。周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。  
委員の皆様のご慎重なご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。  
続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いします。

事 務 局 はい。それでは、検討事項について説明します。  
農地区分につきましては、嘉島町役場からおおむね500m以内の区域内にある第2種農地と判断できます。  
土地利用計画の内容は、花の苗販売の店舗として利用する計画です。  
花店舗にあたっては、農地以外の土地を候補地として検討されましたが、用地交渉がうまくいかず、本申請地となりました。  
なお、転用行為を行うのに必要な資力が確保されていること。遅滞なく申請地を申請にかかる用途に供する見込みが確実であること。農地の小作人とは合意解約が成立したこと等を確認しております。  
以上のことから、総合的に判断した結果、本許可申請については許可相当と判断しております。  
事務局からは以上です。

議 長 番号1について、委員および事務局の説明が終わりましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

委 員 ありません。(委員一同)

議 長 それでは、承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。  
続きまして、番号2、番号3については同一案件ですので事務局

より一括して説明をお願いします。

事務局 はい。次のページをお開きください。

番号2及び次の番号3につきましては、一括して説明します。番号2。申請人。譲渡人。熊本市東区三郎〇丁目〇番〇〇〇号。〇〇〇〇。譲受人。熊本市中央区八王寺町〇番〇号。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。申請物件は大字下仲間字中居屋敷地番〇〇〇〇。台帳地目、畑。現況地目、畑。面積92㎡。申請理由は建売住宅と公衆用道路。施設の概要は木造2階建て4棟。農用地区域でない旨の証明はあります。隣接同意書は不要です。資金証明書はあります。開発許可は申請準備中で見込みありです。地元委員は〇〇〇委員です。

次をめぐっていただきまして、番号3。申請人。譲渡人。嘉島町大字下仲間〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。譲受人。熊本市中央区八王寺町〇番〇号。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。申請物件は大字下仲間字中居屋敷地番〇〇〇〇-〇。台帳地目、畑。現況地目、雑種地。面積112㎡。申請理由は建売住宅と公衆用道路。施設の概要は木造2階建て4棟。農用地区域でない旨の証明はあります。隣接同意書は不要です。資金証明書はあります。開発許可は申請準備中で見込みありです。地元委員は〇〇〇委員でございます。

1枚めぐっていただきまして、位置図を添付しております。加勢川に架かる下仲間橋の南側、吹気商店の北側、申請地と示しているところになります。続いて、1枚めぐっていただきまして字図を添付しております。次のページは字図をあわせた計画図となります。申請地以外は宅地で6筆合わせて土地利用の計画をされています。1枚めぐっていただきまして、計画平面図を添付しております。生活雑排水や汚水については合併処理浄化槽により処理後、西側町道側溝へ放流されます。次に始末書を添付しております。

番号2および番号3についての説明は以上です。

議長 次に地元委員であります〇〇委員から説明をお願いします。

〇〇委員 先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。

申請地は、下仲間集落内の未整備農地ですが、10ha以上の一段の区域内にあるため、第1種農地と思われます。

営農上の支障についてですが、甲種農地集団の端部に位置していますので、支障はないものと考えます。

建売住宅ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと思われます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

議 長 続きまして、番号2、番号3について事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、検討事項について説明します。

農地区分につきましては、農地の広がりがある10haの区域内にある第1種農地と判断できます。

土地利用計画の内容は、建売住宅4棟及び西側に面している町道を町施工で拡張される計画です。申請地は第1種農地ですが、隣接土地同一事業に該当し許可は可能です。

また、番号3の農地については、住宅の庭の一部として利用されていたため始末書が提出されています。

なお、転用行為を行うのに必要な資力が確保されていること。遅滞なく申請地を申請にかかる用途に供する見込みが確実であること。転用行為の妨げになる権利を有する者は存在しないこと等を確認しております。

以上のことから、総合的に判断した結果、本許可申請については許可相当と判断できます。

事務局からは以上です。

議 長 番号2、番号3について委員および事務局の説明が終わりましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

〇〇委員 あの、ちょっと。字図ですが地区外のところは基盤整備はしていないということですか。このあいだ、土地改良区でちょっと問題があって、六嘉地区では地区外というところは基盤整備していないところが地区外って書いてあるのがあるのですよ。そこは水をやって田んぼを作ってもらおうのですが、うちは地区外だから水の代わりというか、管理費は払わないよと言われて、地区外というのを知らなかったものだから。

事務局長 中には圃場整備していないところが地区外に点々とありますもの

ね。当初は加入しないと言われる人がおられるので、その代わり必ず水はやらなければいけない決まりがありますので、地区外で耕作される人と土地改良区の話し合いが何かわかりませんが、お金を取る取らないという話になってくるわけですが。

議 長 水利権と通行権ってあるのですよ。高くしても権利があるから。そこは、組合と話し合ってもらうような方向にしましょうと。

〇〇委員 基盤整備以外のところがちょっと心配。

〇〇委員 地区外ですよ。

〇〇委員 そういふところを知っておいてもらいたいと思つて。そういうところが点々とあるものだから。

議 長 〇〇の方は水利組合って別にあるので。

〇〇委員 俺たちもあんまりわからないから、点々とあると思つて調べてどこどこにそういう農地があるかというのを図面でもなんでも出してもらつていいと思つます。

議 長 いきさつはいろいろあると思つるので、調べてあとは対応してください。ほかに何かご意見ご質問ございませんでしょうか。それでは、承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。続きまして、番号4について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。次のページをお開きください。番号4。申請人。譲渡人。熊本市東区東本町〇〇番〇-〇〇〇号。〇〇〇〇。譲受人。熊本市南区出仲間〇丁目〇〇番〇〇号〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇。申請物件、大字上六嘉字荒尾地番〇〇〇〇-〇〇。台帳地目、田。現況地目、雑種地。面積28㎡。大字上六嘉字荒尾地番〇〇〇〇-〇。台帳地目、畑。現況地目、雑種地。面積184㎡。大字上六嘉字荒

尾地番〇〇〇〇ー〇。台帳地目、田。現況地目、雑種地。面積45㎡。合計257㎡。申請理由は個人住宅。施設の概要は木造2階建て。農用区域でない旨の証明はあります。隣接同意書はあります。資金証明書はあります。開発許可は申請準備中に見込みありでございます。地元委員は〇〇〇〇委員です。

1枚めくっていただきまして、位置図を添付しております。嘉島東小学校の南側、足手荒神の西側、申請地と示しているところになります。続いて、1枚めくっていただきまして、字図を添付しております。1枚めくっていただきまして、排水計画図を添付しております。生活雑排水や汚水については既設の公共下水道に接続されません。次に始末書を添付しております。

番号4についての説明は以上です。

議長 次に、地元委員であります〇〇委員から説明をお願いします。

〇〇委員 先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。  
申請地は、上六嘉集落内の未整備農地ですが、10ha以上の一団の区域内にある農地であるため第1種農地と思われまます。  
営農上の支障についてですが、元々自宅の一部として利用していたため、特に支障はないものと考えます。  
個人住宅ということで、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと思われまます。  
委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

議長 続きまして、番号4につきまして事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、検討事項について説明します。  
農地区分につきましては、農地の広がり方が10haの区域内にある第1種農地と判断できます。  
土地利用計画の内容は、木造2階建ての個人住宅として利用する計画です。  
申請地は第1種農地ですが、集落に接続して設置される場合に該当し、許可は可能です。  
また、住宅の庭の一部として利用されていたため、始末書が提出

されています。

なお、転用行為を行うのに必要な資力が確保されていること。遅滞なく申請地を申請にかかる用途に供する見込みが確実であること。転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと等を確認しております。

以上のことから、総合的に判断した結果、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上です。

議 長 番号4について委員および事務局の説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

委 員 ありません。(委員一同)

議 長 何も無いようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。続きまして、番号5について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい。次のページをお開きください。番号5。申請人。譲渡人。熊本市東区東本町〇〇番〇-〇〇〇号。〇〇〇〇。譲受人。熊本市東区尾ノ上〇丁目〇〇番〇号〇〇〇。〇〇〇〇。申請物件は大字上六嘉字荒尾地番〇〇〇〇-〇。台帳地目、田。現況地目、雑種地。面積7.9㎡。大字上六嘉字荒尾地番〇〇〇〇-〇。台帳地目、畑。現況地目、雑種地。27㎡。合計34.9㎡。申請理由は個人住宅。施設の概要は木造平屋建てです。農用地区域でない旨の証明はあります。隣接同意書は不要です。資金証明書はあります。開発許可は申請準備中で見込みありです。地元委員は〇〇〇〇委員です。次のページをお開きください。

1枚めくっていただきまして位置図を添付しております。先ほど説明しました、番号4の農地の北側に隣接した農地です。1枚めくっていただきまして字図を添付しております。申請地の〇〇〇〇-〇は宅地で、その南側の細い部分のみが農地となります。1枚めくっていただきまして、排水計画平面図を添付しております。生活雑

排水や汚水については既設の公共下水道に接続されます。次に始末書を添付しております。

番号5についての説明は以上です。

議長 次に、地元委員であります〇〇委員から報告をお願いします。

〇〇委員 先日、事務局と現地を確認しましたので、その状況を報告します。申請地は、先ほど報告しました〇〇〇氏個人住宅と隣接した土地になります。上六嘉集落内の未整備農地ですが、10ha以上の一団の区域内にある農地であるため、第1種農地と思われま

す。営農上の支障についてですが、元々自宅の一部として利用していたため、特に支障はないものと考えます。

個人住宅ということで、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと思われま

す。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

議長 続きまして、番号5について事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、検討事項について説明します。

農地区分につきましては、農地の広がり方が10haの区域内にある第1種農地と判断できます。

土地利用計画の内容は、木造平屋建ての個人住宅として利用する計画です。

申請地は第1種農地ですが、集落に接続して設置される場合に該当し、許可は可能です。

また、住宅の庭の一部として利用されていたため、始末書が提出されています。

なお、転用行為を行うのに必要な資力が確保されていること。遅滞なく申請地を申請にかかる用途に供する見込みが確実であること。転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと等を確認しております。

以上のことから、総合的に判断した結果、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上です。

議 長 番号5について委員および事務局の説明が終わりましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

委 員 ありません。(委員一同)

議 長 それでは承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。続きまして、番号6について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 番号6。申請人。貸人。嘉島町大字上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。借人。嘉島町大字上島〇〇〇〇番地〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇。〇〇〇〇〇。申請物件。大字上島字北屋敷地番〇〇〇〇-〇。台帳地目、畑。現況地目、畑。面積488㎡。申請理由は個人住宅。施設の概要は、木造2階建てです。農用地区域でない旨の証明はあります。隣接同意書は不要です。資金証明書はあります。開発許可は申請準備中で見込みありです。地元委員は〇〇〇会長です。

1枚めくっていただきまして、位置図を添付しております。嘉島町役場から400m程の位置の上島集落内にあります、申請地と示しているところになります。次に、1枚めくっていただきまして、字図を添付しております。1枚めくっていただきまして、計画平面図を添付しております。生活雑排水や汚水については既設の公共下水道につながられます。

番号6についての説明は以上です。

議 長 次に、地元委員であります〇から報告いたします。

先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。

申請地は、嘉島町役場からおおむね500m以内の区域内にあるため農地区分としては第2種農地になると思われれます。

農地の広がりはありませんので、営農上の支障はありません。

周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし地元委員の説明

を終わります。

続きまして、番号6について事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、検討事項について説明します。

農地区分につきましては、嘉島町役場からおおむね500m以内の区域内にある第2種農地と判断できます。

土地利用計画の内容は、木造2階建ての個人住宅として利用する計画です。

なお、転用行為を行うのに必要な資力が確保されていること。遅滞なく申請地を申請にかかる用途に供する見込みが確実であること。転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと等を確認しております。

以上のことから、総合的に判断した結果、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上です。

議長 番号6について委員および事務局の説明が終わりましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

委員 ありません。(委員一同)

議長 それでは承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

○議案第15号 農用地利用集積計画承認申請について

議長 続きまして、議案第15号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認申請が7件っております。

このうち〇〇委員の関係案件がございますので、こちらから審議いたします。

それでは〇〇委員の退室を求めます。

(〇〇委員退室)

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長　それでは、議案第15号冊子の3ページをお開けいただきたいと思  
います。〇〇委員の関係案件の説明をいたします。個別に説明を  
したいと思  
います。利用権の設定者・登録区分・利用権を設定する  
土地・利用内容・期間・反当りの小作料の順に説明をいたします。  
〇〇〇〇。〇〇〇〇。再設定。鯉字中鶴〇〇〇〇—〇番地。田。7  
75㎡。米・麦・大豆。10年。15,000円。

次、4ページをお開けください。〇〇〇〇。〇〇〇〇。再設定。  
鯉字十八〇〇〇番地。田の1,115㎡。米・麦・大豆。10年。  
15,000円。

次、5ページです。〇〇〇〇。〇〇〇〇。再設定。鯉字三十六〇  
〇〇番地。田の2,972㎡。米・麦・大豆。10年。15,000  
円です。

6ページをお開けください。〇〇〇〇。〇〇〇〇。再設定。鯉字中  
鶴〇〇〇〇—〇。田の630㎡。米・麦・大豆。10年。15,0  
00円。

以上で〇〇委員案件につきましての説明を終わります。

議　長　ただ今詳しい説明がございましたが何かご意見ご質問はございま  
せんでしょうか。

委　員　ありません。(委員一同)

議　長　何もないようでしたら、承認でよろしいでしょうか。

委　員　はい。(委員一同)

議　長　ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。  
〇〇委員の入室を許可します。  
(〇〇委員入室)  
〇〇委員、承認されましたので報告します。

〇〇委員　ありがとうございました。

議　長　それでは、残りの案件について事務局より説明をお願いします。

事務局長 はい。まず、要件の方からご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同法第13条第4項の規定により同法第18条第2項各号の事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを町長に対し要請するものです。利用権の設定の計画が7件の13, 257㎡です。全ての案件が再設定でございます。

それでは、議案書の一覧表2ページをご覧いただきたいと思ます。区分・期間・借り手氏名・現経営面積・利用権の設定等の面積・合計・備考の順に説明をしていきます。

賃借権の設定、10年。〇〇〇〇。4件。70, 364㎡。田の5, 492㎡。70, 364㎡。更新でございます。同じく、賃借権の設定。10年。〇〇〇〇。10, 523㎡。田の4, 197㎡。10, 523㎡でございます。更新でございます。同じく、賃借権の設定、3年。〇〇〇〇。30, 080㎡。田の1, 523㎡。30, 080㎡。更新でございます。使用貸借権の設定、5年。〇〇〇〇〇〇。3, 546, 931㎡。田の2, 045㎡。3, 546, 931㎡。更新でございます。

次に7ページをお開けいただきたいと思ます。6ページまでは先ほど承認をいただきましたので、7ページから説明いたします。〇〇〇〇。〇〇〇〇〇。再設定。井寺字苧田地番〇〇〇〇-〇。田の1, 240㎡外〇筆の合計面積4, 197㎡。米・麦・大豆。10年。反当り15, 000円です。

次、8ページをお開けいただきたいと思ます。〇〇〇〇。〇〇〇〇。再設定。下六嘉字久保〇〇〇〇番地。田の1, 523㎡。米・麦・大豆。3年。反当り18, 000円です。

次、9ページです。〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇。再設定。北甘木字古屋敷〇〇〇〇-〇番地。田の1, 273㎡外〇筆の合計面積2, 045㎡。米・麦・大豆。5年。使用貸借権の設定でございます。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります、集積計画の内容が、町の基本構想に適合し、設定を受けた後において備える要件、農用地のすべてにおいて耕作の事業を行うこと。必要な農作業に常時従事すること。対象農地を効率的に利用して耕作を行うこと。権利者の2分の1以上の同意が得られているなどの要件を満たしております。

以上で議案第15号の説明を終わります。

議長 ただいま、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。何も無いようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。本日提案されました案件は、すべて終了いたしました。続きまして、その他となっております。委員の皆様から何かございませんでしょうか。  
なければ事務局から何かございますか。  
ちょっといいですか。8月の農業委員会が10日が土曜で13日がお盆ですがよかったですか。13日9時半で。

委員 はい。(委員一同)

議長 それでは、本日の農業委員会はこれもちまして閉会いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和元年7月10日

会長 下 田 司

委員 森 田 義 美

委員 吉 田 二 郎